

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第1390号)

平成29年4月27日

横 情 審 答 申 第 1390 号

平 成 29 年 4 月 27 日

横浜市長 林 文 子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 藤 原 静 雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

平成28年1月13日市市情第1001号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「横浜市情報公開・個人情報保護審査会第三部会第186回会議（平成27年7月23日開催）の録音情報のうち、諮問第1455号に係る意見陳述の部分」、「「諮問第1455号の件で私が横浜市情報公開・個人情報保護審査会で口頭意見陳述した時の録音データ及び議事録や文字起こしの情報一切（意見だけでなく、委員の発言・委員とのやりとりも含む。）なお、私の陳述前と退席後は含めなくともよい。上記の保存期間がわかる文書。」のうち、(1) 議事録 (2) 録音データ、議事録及び文字起こしの情報について保存期間が分かる文書」及び「横浜市情報公開・個人情報保護審査会第三部会第187回会議（平成27年8月27日開催）の諮問第1455号に係る審議資料のうち、意見陳述の内容について触れた文書」の個人情報非開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「横浜市情報公開・個人情報保護審査会第三部会第186回会議（平成27年7月23日開催）の録音情報のうち、諮問第1455号に係る意見陳述の部分」、「「諮問第1455号の件で私が横浜市情報公開・個人情報保護審査会で口頭意見陳述した時の録音データ及び議事録や文字起こしの情報一切（意見だけでなく、委員の発言・委員とのやりとりも含む。）なお、私の陳述前と退席後は含めなくともよい。上記の保存期間がわかる文書。」のうち、(1) 議事録 (2) 録音データ、議事録及び文字起こしの情報について保存期間が分かる文書」及び「横浜市情報公開・個人情報保護審査会第三部会第187回会議（平成27年8月27日開催）の諮問第1455号に係る審議資料のうち、意見陳述の内容について触れた文書」の個人情報を非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「諮問番号第1455号の件で私が横浜市情報公開・個人情報保護審査会で口頭意見陳述した時の録音データ及び議事録や文字起こしの情報一切（意見だけではなく、委員の発言・委員とのやりとりも含む。）なお、私の陳述前と退席後は含めなくともよい。上記の保存期間がわかる文書。」の個人情報本人開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成27年12月1日付で行った「横浜市情報公開・個人情報保護審査会第三部会第186回会議（平成27年7月23日開催）の録音情報のうち、諮問第1455号に係る意見陳述の部分」（以下「個人情報1」という。）、「「諮問第1455号の件で私が横浜市情報公開・個人情報保護審査会で口頭意見陳述した時の録音データ及び議事録や文字起こしの情報一切（意見だけでなく、委員の発言・委員とのやりとりも含む。）なお、私の陳述前と退席後は含めなくともよい。上記の保存期間がわかる文書。」のうち、(1) 議事録 (2) 録音データ、議事録及び文字起こしの情報について保存期間が分かる文書」（以下「個人情報2」という。）及び「横浜市情報公開・個人情報保護審査会第三部会第187回会議（平成27年8月27日開催）の諮問第1455号に係る審議資料のうち、意見陳述の内容について触れた文書」（以下「個人情報3」という。個人情報1から個人情報3までを総称して、以下「本件個人情報」という。）の個人情報を非開

示とした決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の個人情報非開示理由説明要旨

本件個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「個人情報保護条例」という。）第23条第1項、第25条第2項及び第22条第7号に該当するため非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

(1) 個人情報1について

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の議事内容を録音した情報は、当該会議の始まりから終わりまでの全体をとおして録音を行ったものであり、他の案件に係る非開示情報に該当する事項の審議部分等、開示することにより、中立・公正な判断を行うという審査会の適正な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある情報も含め、ひとつの電磁的記録として保存されている。

実施機関では、当該非開示情報に該当する部分を分離できる再生・録音機器又はプログラムを持ち合わせておらず、技術、経費等から判断してこれらの部分を容易に分離することが困難であるため非開示とした。

(2) 個人情報2について

ア 本件請求に係る行政文書は、「横浜市情報公開・個人情報保護審査会第三部会第186回会議（平成27年7月23日開催）の議事録」（以下「本件会議の議事録」という。）及び「附属機関・懇談会に関する手引き（平成25年9月発行（最近改訂 平成27年4月）総務局 行政・情報マネジメント課）」（以下「手引き」という。）である。

(ア) 本件会議の議事録はホームページ等で公表するものであり、異議申立人（以下「申立人」という。）の氏名等の個人情報が含まれることのないよう作成しているため、本人開示請求の対象となる保有個人情報は含まれていないことから、当該本人開示請求に係る保有個人情報は作成しておらず、保有していないため非開示とした。

(イ) 手引きには、会議録の保存期間及び会議録作成のための基礎的資料（音声データ等）の取扱いについての留意事項が記載されているが、本人開示請求の対象となる保有個人情報は含まれていないことから、当該本人開示請求に係る保有個人情報は作成しておらず、保有していないため非開示とした。

(3) 個人情報3について

ア 平成27年7月23日に開催された審査会第三部会第186回会議（以下「本件会議」という。）の諮問第1455号に係る意見陳述の部分について、逐語的に直接文字起こしをした文書は作成していない。

審査会における録音データの活用として、審議内容によっては、録音データを基に審議における主な意見や審議内容の要点をまとめた資料を作成して次回以降の審議資料とすることもある。本件については、意見陳述が行われた本件会議の次回会議である審査会第三部会第187回会議における諮問第1455号に係る審議資料として、意見陳述の内容と委員の議論を反映した形式の資料が存在したことから当該行政文書を特定した。

イ 審査会は、不服申立てについて公正かつ客観的な判断を確保するために設置されている。

審査会の配付資料は、審査会の審議を行う際に参考とするために使用されるものであり、対象案件の審議内容と密接に関係していることから、委員の関心の所在や審査会の議論の内容が分かる文書といえるものである。

よって、開示することにより、審査会の審議の過程においてどのような議論・検討が行われたかが明らかとなり、議論の変遷や個々の意見・見解が公になることとなる結果、審査会の審議の公正さ、客観性について無用な疑いを抱かせ、答申の信頼性を失わせるおそれが生じ、ひいては自由かつ率直な討議によって中立・公正な判断を行うという審査会の事務に支障を及ぼすおそれがあることから、個人情報保護条例第22条第7号に該当し、非開示とした。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消して、対象保有個人情報をさらに特定し、請求した情報の全部開示を求める。
- (2) 個人情報1について

申立人の意見陳述の部分については、会議の開始から終了まで一回の録音で行ったにせよ、過去に複数回（審査会答申第362号、第586号、第587号等）にわたって同様の開示請求があり、異議申立てがあった。しかしながら、実施機関は、一方のICレコーダーでは会議を終始録音し続け他方のICレコーダーでは申立人等による口頭意見陳述の部分のみを録音すること、申立人等にも当該意見陳述に限っては録音

する権利を保障することなど、何らの改善措置も取ってこなかったもので、何らかの改善策を講じるべきである。

(3) 個人情報 3 について

審査会委員の関心の所在や審査会の議論の内容が分かる部分は非開示とした上で、残余を開示すれば十分である。

5 審査会の判断

(1) 審査会について

横浜市では、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「情報公開条例」という。）及び個人情報保護条例に基づく開示決定等に対する不服申立てが行われた場合、情報公開条例第22条第1項の規定に基づき、情報公開条例第19条及び個人情報保護条例第53条の規定による諮問について調査審議するため、審査会を設置している。

諮問機関である審査会は、中立な第三者機関として、諮問された事案について調査審議を重ね、諮問した実施機関に対し、答申を行う。実施機関は、情報公開条例第19条第2項及び個人情報保護条例第53条第2項の規定に基づき、当該諮問に対する答申があったときは、これを尊重し、不服申立てに対する決定を行わなければならないとされている。

また、審査会の答申後に、審査会としての説明責任を果たす観点から、情報公開条例第27条に基づいて答申の内容を公表している。

(2) 審査会の会議の録音記録について

審査会では、ICレコーダーによって会議の録音をしている。一般に、審査会では、各実施機関から諮問された案件について継続的に審議を行い、答申をまとめており、録音データは、次回以降の審議のために、参考資料の用意や答申案の作成の際に審議内容を正確に把握するために適宜利用している。審議内容によっては、録音データを基に審議における主な意見や審議内容の要点をまとめた資料を作成して次回以降の審議資料とすることもあるが、全ての審議において録音データを基に文書を作成するということはない。

(3) 審査会における不服申立人等の意見陳述について

審査会では、調査審議の一環として、不服申立人等に意見陳述の機会を認めている。情報公開条例第25条第1項では、「不服申立人等から申立てがあったときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与え・・・ることができる。」と規

定している。不服申立人等の意見陳述は、冒頭で不服申立人等が諮問案件に係る主張（以下「冒頭主張」という。）を述べ、その後、審査会委員から不服申立人等に対する質疑応答を行っている。

(4) 本件個人情報について

ア 個人情報 1 について

個人情報 1 は、本件会議の審議内容を録音し、市民局総務部市民情報室（当時。現在の市民局市民情報室市民情報課。以下「市民情報室」という。）において電磁的記録として保有している録音データ（以下「本件録音データ」という。）のうち申立人の意見陳述に係る部分である。

当審査会において個人情報 1 が含まれる本件録音データを見分したところ、本件会議の始まりから終わりまでの全体をとおして録音が行われており、個人情報 1 には本件に係る冒頭主張部分に加え、審査会委員の発言及び質疑応答（以下「質疑応答等」）が録音されていた。

実施機関は、本件録音データのうち冒頭主張部分及び質疑応答等部分を含めた申立人の意見陳述に係る部分を特定した上で、本件録音データから当該部分のみを容易に分離することができないため、個人情報保護条例第23条第1項に基づき当該部分を非開示としている。

イ 個人情報 2 について

本件請求に係る開示請求書の記載から、申立人は、申立人が意見陳述を行った際の審査会議事録に加え、録音データ、議事録及び文字起こしの情報（以下「録音データ等」という。）の保存期間が定められ、又は明記されている文書（以下「保存期間が分かる文書」という。）を求めていると解される。

実施機関は、申立人が意見陳述を行った審査会の議事録として本件会議の議事録を特定し、録音データ等の保存期間が分かる文書として手引きを特定した上で、これらには保有個人情報が含まれていないことから、本人開示請求に係る保有個人情報は存在しないため、非開示としている。

ウ 個人情報 3 について

個人情報 3 は、本件録音データのうち個人情報 1 を基に、その一部の音声を文字に起こし、審議内容の要旨としてまとめるなどして作成された審議資料である。

実施機関は、審査会で使用される審議資料は、審査会における審議内容と密接に関係しており、開示することにより、中立・公正な判断を行うという審査会の

事務に支障を及ぼすおそれがあることから、非開示としている。

(5) 個人情報 1 の個人情報保護条例第23条第 1 項の該当性について

ア 個人情報保護条例第23条第 1 項本文は、「実施機関は、本人開示請求に係る保有個人情報の一部に非開示情報が含まれている場合において、当該非開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、本人開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示するものとする。」と規定している。

イ まず、本項本文前段にいう「本人開示請求に係る保有個人情報の一部に非開示情報が含まれている場合」について、実施機関は、個人情報非開示決定通知書において、非開示情報と判断した根拠規定を記載していないが、個人情報保護条例第23条第 1 項を適用する理由として、「他の案件に係る非開示情報に該当する事項の審議部分等、開示することにより、中立・公正な判断を行うという審査会の適正な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある情報」と記載しており、個人情報 1 の部分を除いた本件録音データは個人情報保護条例第22条第 7 号に該当する旨の説明を行っていると考えられるため、以下検討する。

(ア) 個人情報保護条例第22条第 7 号では、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、・・・当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については開示しないことができると規定している。

(イ) 一般に、審査会の録音データは、審査会の審議において開示・非開示等の判断を審査会が行う際の審議資料とするために作成されるものであるから、審査会の録音データは審議資料としての性格を有している。

審査会の答申は、中立的な第三者機関として、情報公開条例の定める要件に従い、行政上の不服申立手続における最終の行政的判断としてのあるべき判断を示すものである。答申における判断は公正かつ客観的であることが要請され、公正さ、客観性について無用な疑いを抱かせるようなことがあってはならない。

審査会の録音データを部分的に開示すると、審査会の審議内容をある程度把握できることとなるが、それだけでは議論の変遷等の詳細は明らかにならず、かえって、答申の公正さ、客観性に無用な疑いを抱くような受け止め方をすることがあり得ると考えられる。

また、審査会の調査審議手続は不服申立手続の一環をなすものであつて、政策提言等を主目的とする審議会等とはおのずとその性質を異にしており、一般

に、審議資料を開示すると、答申の公正さ、客観性について一面的な非難等が生じるおそれがないとは言えない。

このため、審議資料を開示すると、審査会の審議において自由かつ率直な討議が行われにくくなるおそれがあると考えられる。このことは、審議資料としての性格を有する審査会の録音データについても該当する。

以上のことから、審査会の録音データを部分的に開示すると、答申の公正さや客観性に無用の疑いを抱く受け止め方をされるおそれ及び審査会の審議において自由かつ率直な討議が行われにくくなるおそれがあり、審査会の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるというべきである。

- (ウ) 本件請求では、申立人は個人情報 1 のうち冒頭主張部分だけでなく質疑応答等部分を含めて開示を求めている。

個人情報 1 のうち冒頭主張部分については、審査会委員の発言内容が含まれておらず、冒頭主張部分のみから審査会の評価や方向性を把握することはできないことから、審議内容とまでは言えない。したがって、冒頭主張部分は、個人情報保護条例第22条第 7 号に該当せず、開示可能な情報と考えられる。

これに対して、個人情報 1 のうち質疑応答等部分には審査会委員の発言や審査会委員及び不服申立人等間の質疑応答が相互に録音されている。当該部分に含まれる審査会委員の質問等の発言内容から審査会委員の関心の所在や審議の内容を推測することが可能であり、当該部分は審査会の審議そのものと考えることが適当である。したがって、個人情報 1 のうち質疑応答等部分については、これを開示すると審査会の適正な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、個人情報保護条例第22条第 7 号に該当する。

- (エ) 以上のことから、個人情報 1 の一部に非開示情報が含まれていると認められ、本項本文前段にいう「本人開示請求に係る保有個人情報の一部に非開示情報が含まれている場合」に該当する。

ウ 次に、本項本文後段にいう「容易に区分して除くことができる場合」とは、開示可能な保有個人情報と非開示情報が混在して記録されている場合に、当該非開示情報の部分とそれ以外の部分とを区別し、かつ、当該非開示情報の部分を物理的に除くことが、当該非開示情報の記録状態や一部開示のための複製物を作成するために必要な技術、時間、経費等から判断して容易である場合を言う。

電磁的記録の開示方法については、個人情報保護条例第31条第 1 項で、「保有

個人情報の開示は、当該保有個人情報が記録されている次の各号に掲げる行政文書の区分に応じ、当該各号に定める方法により行う。・・・(3) 電磁的記録にあっては、当該保有個人情報に係る部分の視聴、閲覧、写しの交付その他の電磁的記録の種類、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法」と規定されている。これを受けて、横浜市個人情報の保護に関する条例施行規則（平成17年3月横浜市規則第46号。以下「規則」という。）第15条第3号において、録音データを含む電磁的記録の開示の実施方法である閲覧又は写しの交付は、実施機関がその保有するプログラムにより行うことができる方法で行う旨が規定されている。

ICレコーダー等の記録媒体に記録された保有個人情報については、実施機関が保有する再生・録画のための機器や音声・映像データ処理のためのプログラム（以下「プログラム等」という。）で非開示情報に該当する部分を物理的に除くことのできないような場合は、「容易に区分して除くことができる」とは言えないと考えるべきである。

この点について、実施機関は、非開示部分と開示部分を分離することのできるプログラム等を保有しておらず、これらの部分を分離することは技術、経費等の面で困難であることから、個人情報1全体を非開示としたと主張するので、以下検討する。

- (ア) 当審査会が実施機関に確認したところ、実施機関が保有するプログラム等には、非開示部分を消去するなどの方法により区分して除く機能が備わっておらず、非開示部分を除いた個人情報1の写しを作成することは困難であるとのことであった。そして、これを可能にするためには、非開示部分を分離する機能が備わったプログラム等を新たに導入する必要があるとの説明があった。

横浜市では、横浜市行政情報ネットワーク運用管理要綱（平成14年2月20日制定。以下「要綱」という。）に基づき、端末機で使用するソフトウェアを導入している。要綱第12条第4項において導入申請を省略できることとされているソフトウェアには、本件録音データを編集できる音声編集ソフトが含まれておらず、開示請求時点で市民情報室が使用する端末機にはいずれの音声編集ソフトも導入されていなかった。本件録音データを編集できる音声編集ソフトの導入に当たっては、要綱第10条に基づき、同第11条、第14条及び第15条に定める接続条件を満たしていることを確認の上、ネットワーク管理者に申請しなければならないと規定されている。

(イ) 以上のことから、本件請求時点において実施機関が保有するプログラム等では非開示情報に係る部分を物理的に除くことはできなかつたと認められ、本項本文後段にいう「容易に区分して除くことができる場合」に該当しない。

エ したがって、個人情報 1 を容易に分離できないため非開示としたという実施機関の説明は不合理とまでは言えない。

(6) 個人情報 2 の不存在について

ア 個人情報保護条例第25条第2項は、「本人開示請求に係る保有個人情報を保有していないとき・・・は、開示しない旨の決定をし・・・なければならない」と規定している。

イ 実施機関は、本件会議の議事録及び手引きには申立人の個人情報は記録されていないことから、個人情報 2 は存在せず非開示としたと説明している。申立人は、本件処分における個人情報 2 の非開示について具体的な主張は行っていないものの、本件処分の取消しを求めていることから、当審査会は実施機関が主張する個人情報 2 の不存在について以下検討する。

ウ 当審査会において、議事録及び録音データ等の保存期間が分かる文書を改めて確認したところ、実施機関が特定した文書以外に存在しなかった。そこで、本件会議の議事録及び手引きに個人情報保護条例第2条第2項に規定する個人情報が記録されているか否かについて検討する。

(ア) 個人情報保護条例第2条第2項は、「「個人情報」とは、個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。」と規定している。

個人情報保護条例第2条第3項は、「「保有個人情報」とは、実施機関の職員・・・が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書（情報公開条例第2条第2項に規定する行政文書をいう。・・・）に記録されているものに限る。」と規定し、情報公開条例第2条第2項は、「「行政文書」とは、実施機関の職員・・・が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録・・・であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの

をいう。」と規定している。

- (イ) 当審査会が確認したところ、実施機関が特定した本件会議の議事録には、日時、開催場所、出席者、欠席者、開催形態、議題、議事及び決定事項の各欄並びに特記事項が記載されており、議事及び決定事項欄に諮問第1455号に係る申立人の意見陳述を行った旨の記載が認められた。議事録に記載されている諮問第1455号に関する情報は、申立人が行った不服申立案件の審議に係る情報である。諮問第1455号という諮問番号は、実施機関において申立人の不服申立案件について付番され、管理されていることから、実施機関においては、特定の個人を識別することができる情報である。よって、諮問第1455号に係る申立人の意見陳述に関する記載は保有個人情報に該当するものである。

また、手引きには、会議録の保存期間及び会議録作成のための基礎的資料（音声データ等）の取扱いについての留意事項が記載されているが、申立人の氏名等の本人開示請求の対象となる保有個人情報は含まれていなかった。

- (ウ) したがって、個人情報2のうち本件会議の議事録には、申立人に係る個人情報保護条例第2条第3項に規定する保有個人情報が含まれるが、個人情報2のうち手引きには、保有個人情報は含まれない。

エ 当審査会が確認したところ、本件会議の議事録は、横浜市ホームページ及び市民情報センターにおいて公表されており、市民の閲覧に供されていることが認められた。個人情報保護条例第61条第3号では、「市立図書館その他これに類する市の施設において市民の利用に供することを目的として収集し、整理し、又は保存している図書、資料、刊行物等に記録されている個人情報」については個人情報保護条例を適用しないことを規定している。本件会議の議事録は、市立図書館その他これに類する市の施設である市民情報センターにおいて市民の利用に供することを目的として収集し、整理し、又は保存しているものであるため、個人情報保護条例を適用しない個人情報に該当する。

オ 以上のとおり、個人情報2のうち本件会議の議事録には保有個人情報が含まれるが、個人情報保護条例第61条第3号に規定する個人情報保護条例を適用しない個人情報である。個人情報2のうち手引きには保有個人情報が含まれていない。

したがって、個人情報2は、開示すべき保有個人情報とは言えない。

- (7) 個人情報3の個人情報保護条例第22条第7号の該当性について

ア 実施機関は、個人情報3は本号に該当するため非開示としたと主張しているが、

本号該当性の判断は前記(5)イの録音データに関する判断と基本的に同様である。

イ 個人情報 1 との差異について

当審査会が個人情報 1 及び個人情報 3 を見分したところ、個人情報 3 は、録音データの情報全てが逐語的に文字に起こされているものではなく、個人情報 1 の一部の情報が取り出され、要旨としてまとめて記載されている。一方、個人情報 1 には、個人情報 3 に記載が省略された部分を含めて記録されている。

ウ 個人情報 3 は、意見陳述時までの審議内容や意見陳述実施後の審査会委員の審議内容を踏まえて、審査会委員の諮問案件に対する評価を反映して作成したものであって、審査会が審議途中において何に着目していたのかを推測することが可能となる資料であることが認められた。

エ 個人情報 3 を含む審議資料は、審議の過程において、そのときどきの議論や当事者との質疑の内容を要約したり、審議途中のある時点までの議論の内容を反映したり、審議の方向性を推測して次回の審議のために作成されるものであって、審査会委員の評価を含んだ内容である。

これらを開示すると、審査会が審議途中において何に着目していたのかが明らかとなり、又は推測することが可能となる。

しかし、一方において、これらの資料だけでは審議の内容と過程が全て把握できるというものではなく、審議の変遷や個々の委員の意見がどのようなものであった等の詳細は明らかにならない。第三者がこれらを見ても、答申への理解が深まるとは限らず、かえって議論が尽くされていないのではないか、考慮すべき資料が適切に考慮されなかったのではないか等の誤解を招き、答申の公正さ、客観性に無用な疑いを抱くような受け止め方をすることがあり得ると考えられる。

したがって、審議資料を公にすると、答申の公正さ、客観性に疑いが生じ、答申に対する信頼を失わせるおそれがあると言える。

オ 以上のことから、個人情報 3 は、開示することにより審査会の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、本号に該当すると認められる。

(8) 付言

ア 申立人が主張するように、過去にも録音データの開示請求に係る不服申立てが行われている。それ以降の社会情勢の変化や技術の一般的普及という点に鑑みると、当時からは事情の変化が認められ、現時点において、技術的にはデータの分離が容易でないとは言えない。

また、他の地方公共団体では、データの分離を行うことのできるプログラムやICレコーダーを導入するなどの事例が見受けられる。今後、実施機関におかれては、録音データを含む電磁的記録の写しの交付等に係る対応を検討されたい。

イ 前記(6)ウのとおり、個人情報2のうち本件会議の議事録には保有個人情報が含まれている。実施機関におかれては、本人開示請求制度の目的が、実施機関の保有する自己に関する個人情報の正確性、取扱いの適正性を確認することにあることを深く認識し、本人開示請求に係る個人情報該当性の判断を一層慎重に行うよう望むものである。

ウ なお、本件請求に係る個人情報1の非開示決定通知書では、「5 根拠規定を適用する理由」欄において、個人情報保護条例第22条第7号に該当すると読み取れる記載をした上で、非開示情報を分離できないため非開示とする旨を説明しているが、「4 非開示とする根拠規定」欄においては、個人情報保護条例第23条第1項とのみ記載し、個人情報保護条例第22条第7号は記載されていなかった。今後、実施機関におかれては、決定通知書の記載を適切に行うよう注意されたい。

(9) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件個人情報を非開示とした決定は、結論において妥当である。

(第一部会)

委員 松村雅生、委員 小林雅信、委員 山本未来

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成28年1月13日	・実施機関から諮問書及び個人情報非開示理由説明書を受理
平成28年1月21日 (第192回第三部会)	・諮問の報告
平成28年1月25日	・異議申立人から意見書を受理
平成28年1月28日 (第282回第一部会) 平成28年1月29日 (第285回第二部会)	・諮問の報告
平成28年7月15日 (第293回第一部会)	・審議
平成28年10月25日 (第296回第一部会)	・審議
平成28年11月15日 (第297回第一部会)	・審議
平成28年12月20日 (第298回第一部会)	・審議
平成29年1月24日 (第299回第一部会)	・審議
平成29年2月28日 (第300回第一部会)	・審議
平成29年3月28日 (第301回第一部会)	・審議